情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

柔道整復療養費支払事務の委託等について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理開発、変更)
- ◇第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:健康部医療保険年金課国保給付係)

事業の概要

事業名	柔道整復療養費支払事務
担当課	医療保険年金課
目的	柔道整復療養費に係る支払事務を委託することにより、当該支払事務の効率化を 図り、柔道整復療養費に係る申請書内容の審査及び調査等を充実させる。
対象者	新宿区国民健康保険被保険者
事業内容	現在、診療報酬明細書の審査・支払事務及び柔道整復療養費に係る審査事務については、東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託しているところである。 この度、柔道整復療養費に係る受領委任(厚生労働省に届出を行った柔道整復師が、被保険者にかわり保険給付である柔道整復療養費の支給申請を行い、柔道整復療養費を受領すること。)の協定及び契約に基づく支払事務について、柔道整復療養費に係る審査事務と同様に委託することとする。 当該支払事務の委託により、月4、500件程度の電算処理パンチデータとして、申請書1枚ごとの入力項目のラインマーカー引き等不効率な事務処理及び支払事務の効率化が図られ、柔道整復療養費に係る内容の点検・調査等を充実させることができる。 また、上記の委託化に伴い、現行の「電算処理システム」の修正を行うとともに、当該委託に係る外部結合を行うこととする。
	[事務処理の流れ] 【現行】 1 被保険者から柔道整復療養費の受領委任を受けた柔道整復師が、毎月10日までに国保連に柔道整復療養費支給申請書を提出する。 2 国保連は、上記1の支給申請書の点検の上、国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会において審査し、審査月の翌月10日頃、当該支給申請書(紙)を新宿区へ送付する。 【変更後】 3 上記2と並行して、国保連は、上記審査会の審査結果に基づき「審査結果確認リスト」のエクセル作成を行い、審査月の指定期日までに新宿区へ国保総合システムを使用して伝送する。 4 新宿区は、国保連から伝送された「審査結果確認リスト」の確認及び資格点検を行った上で、支給決定を行い、「支給決定リスト」を国保連へ伝送する。 5 国保連は、上記4の支給決定の内容に基づき、柔道整復師(施術者)に、柔道整復療養費を支給するとともに、支給決定通知書を送付する。 6 新宿区は、国保連に、上記5の柔道整復療養費に係る支給額相当額を支給するとともに、支払事務に係る委託料を支払う。

件名 柔道整復療養費支払業務の委託に係る電算処理システムの修正について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 被保険者(患者)及び柔道整復師 2 記録項目 施術年月、被保険者記号番号、性別、生年月日、施術開始日、施術終了日、 日数、国保・退職区分、審査年月、費用額、一部負担金、給付割合、請求金額、 決定金額、初検料・再検料の有無、施術者コード、施術者氏名、支払口座 3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ (情報政策課)
新規開発・追加・変更の理由	国保連から送付され、医療保険年金課から情報政策課へ送付している柔道整復療養費支給申請書のパンチデータ処理を、当該支給申請書(紙)によるものから「審査結果確認リスト」(MOデータ)によるものへと変更することにより、当該支給申請書の入力項目へのラインマーカー引きが不要になるとともに、情報政策課における当該支給申請書のパンチ入力が不要となり、事務処理及び支払事務が効率化する。
新規開発・追加・変更の内容	柔道整復療養費支払事務の委託に伴い、国保連から送付され、医療保険年金課から情報政策課へ送付している柔道整復療養費支給申請書のパンチデータ処理を、当該支給申請書によるものから「審査結果確認リスト」(MOデータ)によるものへと変更する。 また、国保連への柔道整復療養費支給額相当額の支給にあたり区会計室に送付する「柔道整復療養費支給に係る情報」から「支払事務委託に係る部分」を削除する。
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	電算処理開発は、本区内で行うものであり、新宿区情報セキュリテイポリシーに 基づき適正に処理する。
新規開発・追加・ 変更の時期	平成25年1月中旬から(以降継続)

件名 柔道整復療養費支払事務の委託に係る外部結合について

保有課(担当課)	医療保険年金課
	应源 内央十亚床 ————————————————————————————————————
登録業務の名称	国民健康保険
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【被保険者(患者)及び柔道整復師に係る情報項目】 (個人情報データ) 施術年月、被保険者記号番号、性別、生年月日、施術開始日、 施術終了日、日数、国保・退職区分、審査年月、費用額、 一部負担金、給付割合、請求金額、決定金額、初検料・再検料の有無、 施術者コード、施術者氏名、支払口座
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	柔道整復療養費の支払事務の委託に伴い、既に国保連と外部結合している 国保総合システムにより、「審査結果確認リスト」及び「支給決定リスト」 の送受信を行う必要があるため
結合の形態	区は、国保総合システムにより、医療保険年金課に設置する専用端末を利用し、公衆回線を専用化して審査結果確認リストを受信するとともに、支給決定リスト(不支給については、審査結果確認リストにマークしたもの)を送信する。
結合の開始時期と期間	平成25年1月中旬から(以降継続)
情報保護対策	 伝送する「審査結果確認リスト」及び「支給決定リスト」は、暗号化する。 国保総合システムについては、不正アクセスを防ぐファイアウォールを設ける。また、ウィルス対策ソフトを導入し、当該システム及びデータの保護を図る。 当該事務を行う区職員を限定するとともに、国保総合システムの起動については、パスワードでの確認措置をとり、担当職員以外の者による起動はできないものとする。 システムを操作する区職員には、個人情報保護及び管理を十分認識するよう研修・指導を実施する。 伝送に使用するパソコンは、インターネットや庁内ランシステムとの結合は行わない。

件名 柔道整復療養費支払事務の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【被保険者(患者)及び柔道整復師に係る情報項目】 (個人情報データ) 施術年月、被保険者記号番号、性別、生年月日、施術開始日、 施術終了日、日数、国保・退職区分、審査年月、費用額、 一部負担金、給付割合、請求金額、決定金額、初検料・再検料の有無、 施術者コード、施術者氏名、支払口座
処理させる情報項目の記 録媒体	紙(柔道整復療養費支給申請書)及び電磁的媒体(審査結果確認リスト)
委託理由	月4,500件程度の電算処理パンチデータとして、申請書1枚ごとの入力項目のラインマーカー引き等不効率な事務処理及び支払事務の効率化を図り、柔道整復療養費に係る内容の点検・調査等を充実させるため
委託の内容	柔道整復療養費に係る受領委任の協定及び契約に基づく支払事務について、柔道整復療養費に係る審査事務と同様に委託することとする。 なお、基本情報及び口座情報に係る入力業務及び柔道整復療養費の国保連への請求に係る受付業務(以下「入力業務等」という。)については、国保連が第三者へ委託することになる。
委託の開始時期及び期限	平成25年1月中旬から(以降継続)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	個人情報保護に係る規程により、個人情報の保護を図る。また、「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」(平成元年 12 月制定)により、個人情報の目的外利用禁止、法令に基づかない個人情報の外部提供・閲覧の禁止、個人情報データ保管基準、データ保護管理者の設置等の保護措置を図る。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後に おいても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって 保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人 情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の原則禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、業務の一部 についてやむを得ず再委託する必要があり、あらかじめ、甲の承諾があるときはこの限り再委託す ることができる。

この場合、乙は、再委託先の業務委託を禁止するなど、個人情報の保護に関して必要な措置をとらなければならない。

甲は、必要に応じて、乙の立ち会いのもとに再委託先に立ち入り調査し、個人情報の保護に関して必要な指示ができるものとする。

(資料等の返還等)

7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の 電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとす る。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違 反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲 の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。 (損害の賠償)
- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 柔道整復療養費支払事務の再委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先(再委託先)	東京都国民健康保険団体連合会(国保連が指定する事業者)
委託(再委託)に伴い事 業者に処理させる情報項 目(だれの、どのような 項目か)	【被保険者(患者)及び柔道整復師に係る情報項目】 (個人情報データ) 施術年月、被保険者記号番号、性別、生年月日、施術開始日、 施術終了日、日数、国保・退職区分、審査年月、費用額、 一部負担金、給付割合、請求金額、決定金額、初検料・再検料の有無、 施術者コード、施術者氏名、支払口座
処理させる情報項目の記 録媒体	紙(柔道整復療養費支給申請書)及び電磁的媒体(審査結果確認リスト)
委託(再委託)理由	国保連において、入力業務等を委託しているため
委託 (再委託) の内容	入力業務等
委託(再委託)の開始時 期及び期限	平成25年1月中旬から(以降継続)
委託 (再委託) にあたり 区が行う情報保護対策	1 国保連と契約を締結するにあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じ、区職員が立ち入り調査を実施する。
受託 (再委託) 事業者に 行わせる情報保護対策	再委託については、「東京都国民健康保険団体連合会個人情報保護に関する規 則」(平成元年 12 月制定)において規定し、管理している。